

## 子育て支援センター・コスモス児童館は3月31日(水)で閉館します

子育て支援センターとコスモス児童館は、3月31日(水)で閉館します。各施設で実施していた事業は、令和3年5月5日(水・祝)にオープンする稲美町立子育て交流施設「いなみっこ広場」に移ります。

### 令和3年度「2歳児の会(現コロボックルの会)」 「3歳児の会(現幼児のつどい)」について

1年を通して、親子で四季の行事やふれあい遊びを体験したり、育児の喜びや悩みを共有しながら、子育てのスキルを楽しく学びます。活動を通じて素敵な仲間作りをしてみませんか。

**活動期間** 令和3年5月～令和4年3月(月2～3回程度)

**対象** 2歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日に生まれた子ども)とその保護者  
3歳児(平成29年4月2日～平成30年4月1日に生まれた子ども)とその保護者  
※年齢順にグループ分けをします。異年齢のグループになる場合もあります。

**活動場所** 主に、いなみっこ広場

**活動時間** 10:00～11:30

☆募集期間・募集人数など、詳しくは「広報いなみ4月号」でお知らせします。

**問合せ先** 子育て支援センター ☎492-9090  
コスモス児童館 ☎492-6592

子育てを  
されている人も  
大歓迎です!



稲美町イメージキャラクター「いなっち」

## ●3月の乳幼児健診のお知らせ●

行事名	対象	集団健診から医療機関での個別健診に変更して実施しています。協力医療機関に予約のうえ、受診してください。対象の人には個別に受診券などを郵送しています。個別健診の受診期限は3月31日(水)までです。
4カ月児健診	令和2年11月生まれの乳児	
10カ月児健診	令和2年5月生まれの乳児	

行事名	対象	とき	ところ	もってくるもの
1歳6カ月児健診	令和元年8月生まれの幼児	12日(金) (受付) 13:00～14:00 詳しくは、個別に送付している案内文をご覧ください。	総合福祉会館	母子健康手帳・問診票
3歳児健診	平成29年10月生まれの幼児	26日(金)	総合福祉会館	母子健康手帳・問診票・尿(5cc程度)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、状況により変更・中止となる場合があります。

**問合せ先** こども課 育児支援係 ☎492-9155

## 子育て支援センターからのお知らせ

**申込・問合せ先** こども課 育児支援係  
(子育て支援センター)  
☎492-9090

### ●ネンネの会

助産師、栄養士、保健師を交えて日常の育児について相談したり、親子のリラクゼーション遊びが体験できます。申し込みはいりません。

**【とき】** 3月25日(木)  
10:00～11:00

**【ところ】** いきがい創造センター  
多目的ホール

**【対象】** 0歳児とその保護者

**【持ち物】** バスタオル

## こども医療費受給者証を送付します

**■対象** 4月に小学4年生になる児童  
**■助成内容** 入院・外来とも一部負担金なし(無料)  
**■送付時期** 3月下旬

※現在お持ちの乳幼児等医療費受給者証の有効期限は、3月31日(水)です。4月からは、こども医療費受給者証をご利用ください。

3月に中学校を卒業される人で、重度障害者医療費助成または母子家庭等医療費助成の受給資格がある人には、該当の医療費受給者証を送付します。

**■問合せ先** こども課 児童福祉係  
☎492-9155



## 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給見直しについて

「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和3年3月分(令和3年5月支払)から、障害基礎年金等(※1)を受給している人の児童扶養手当の算出方法が変わります。児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

※1 国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金等。

※2 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等の障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している人。

**対象** 障害基礎年金等を受けているため児童扶養手当を受けていない人

**手続き** ①児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人 →原則、手続きは不要です。

②児童扶養手当受給資格者としての認定を受けていない人 →児童扶養手当の申請が必要です。

**支給開始時期**

・令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている人  
令和3年6月30日までに申請をすれば、令和3年3月分から手当を受給できます。

・令和3年3月2日以後に支給要件に該当した人  
申請をした翌月から手当を受給できます。

**問合せ先** こども課 児童福祉係 ☎492-9155

## 第3次稲美町男女共同参画プラン策定委員会 公募委員募集

平成24年3月に策定した「第2次稲美町男女共同参画プラン」の計画期間である10年が経過し、より実効性のある新プランの策定にあたり、住民の皆さんのご意見、ご提言を計画に反映させるため、公募委員を募集します。

◆募集人員 若干名

◆任期 委嘱の日から計画(プラン)が策定されるまで

◆応募資格 次の条件を満たしている人  
・年3回程度、平日の日中の会議に参加できる人  
・20歳以上の町内在住の人  
・現在、町の審議会などの委員でない人

◆応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号、応募の動機を400字程度(任意の用紙で構いません)にまとめて、郵便または電子メールにて応募してください。

◆受付期間 3月8日(月)～26日(金)

◆申込・問合せ先 人権教育課

☎492-2550 FAX492-6962

メールアドレス zinken@town.hyogo-inami.lg.jp

## 稲美町水道ビジョン(素案)について ご意見をお聞かせください

町では、水道事業の基本的な方針となる『稲美町水道ビジョン』の見直しに取り組んでいます。

このたび、素案がまとまりましたので、住民の皆さんのご意見を募集しています。

提出いただいたご意見は、計画策定に活用するとともに、後日公表します。

■募集期間 3月15日(月)まで

■計画(素案)の閲覧方法

- ・水道課窓口(新館2階)
- ・情報公開コーナー(新館1階ロビー)
- ・町ホームページ

■意見の提出方法

水道課窓口へ備え付け、または町ホームページに掲載している所定の用紙に意見をご記入のうえ、郵便または電子メールにて応募してください。

■提出・問合せ先

水道課 ☎492-9145 FAX492-2345

メールアドレス suidou@town.hyogo-inami.lg.jp

## 行財政改革推進委員会 公募委員募集

町では、行財政改革大綱に基づき『自立することができる稲美町を創る』ため、行財政改革実施計画の推進に取り組んでいます。

そこで、稲美町行財政改革実施計画の進捗状況の点検及び評価をしていただける人を募集します。

◆募集人員 若干名

◆任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

◆応募資格 次の条件を満たしている人  
・行財政改革に関心のある人  
・20歳以上の町内在住の人  
・国や地方公共団体の議員や常勤の職員でない人  
・町の附属機関などの委員でない人

◆応募方法 企画課窓口へ備え付け、または町ホームページに掲載している応募用紙に応募理由などの必要事項をご記入のうえ、郵便または電子メールにて応募してください。

◆応募締切 3月18日(木)

◆応募・問合せ先 企画課 政策・行革係

☎492-9130 FAX492-5162

メールアドレス kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp